

# 令和5年2月富山県議会定例会議案

## 令和5年2月富山県議会定例会議案目次

議案第 1 号	令和5年度富山県一般会計予算	1
議案第 2 号	令和5年度富山県物品調達等管理特別会計予算	26
議案第 3 号	令和5年度富山県公債管理特別会計予算	28
議案第 4 号	令和5年度富山県収入証紙特別会計予算	31
議案第 5 号	令和5年度富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	33
議案第 6 号	令和5年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算	36
議案第 7 号	令和5年度富山県就農支援資金特別会計予算	39
議案第 8 号	令和5年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算	41
議案第 9 号	令和5年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算	43
議案第 10 号	令和5年度富山県奨学資金特別会計予算	47
議案第 11 号	令和5年度富山県公共用地先行取得事業特別会計予算	49
議案第 12 号	令和5年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計予算	54
議案第 13 号	令和5年度富山県国民健康保険特別会計予算	56
議案第 14 号	令和5年度富山県港湾施設特別会計予算	61
議案第 15 号	令和5年度富山県工業用地等管理特別会計予算	64
議案第 16 号	令和5年度富山県病院事業会計予算	67
議案第 17 号	令和5年度富山県流域下水道事業会計予算	71
議案第 18 号	令和5年度富山県電気事業会計予算	74
議案第 19 号	令和5年度富山県水道事業会計予算	78
議案第 20 号	令和5年度富山県工業用水道事業会計予算	81
議案第 21 号	令和5年度富山県地域開発事業会計予算	84
議案第 22 号	富山県職員等退職手当基金条例制定の件	86
議案第 23 号	富山県栽培漁業センター条例制定の件	88
議案第 24 号	富山県附属機関条例一部改正の件	91
議案第 25 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件	92
議案第 26 号	富山県職員定数条例一部改正の件	93
議案第 27 号	県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の件	94

議案第 28 号	富山県一般職の職員等の給与に関する条例一部改正の件……………	95
議案第 29 号	富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正 の件……………	96
議案第 30 号	富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例一部改正の件……………	97
議案第 31 号	富山県手数料条例一部改正の件……………	98
議案第 32 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例等一部改正の件……………	101
議案第 33 号	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関 する基準を定める条例一部改正の件……………	103
議案第 34 号	富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	107
議案第 35 号	富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	111
議案第 36 号	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改 正の件……………	113
議案第 37 号	富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	115
議案第 38 号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件……………	117
議案第 39 号	富山県民生涯学習カレッジ条例一部改正の件……………	119
議案第 40 号	市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件……………	120
議案第 41 号	富山県美術館条例等一部改正の件……………	121
議案第 42 号	富山県文化財保護条例一部改正の件……………	122
議案第 43 号	工事請負契約締結に関する件（主要地方道高岡環状線道路改 築橋梁上部工（2 工区）工事）……………	127
議案第 44 号	工事請負契約締結に関する件（主要地方道高岡環状線道路改 築橋梁上部工（5 - 1）工事）……………	128
議案第 45 号	県道路線の変更の件……………	129
議案第 46 号	不動産処分に関する件……………	130
議案第 47 号	公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標の一部変更の件……………	131
議案第 48 号	国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る 市町村の一部負担の追加に関する件……………	134

議案第 49 号	小矢部川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額 の変更に関する件	135
報告第 1 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	136
	動産取得に関する件	137
	損害賠償に係る和解に関する件	138
報告第 2 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	139
	損害賠償に係る和解に関する件	140

議案第 1 号

## 令和 5 年度富山県一般会計予算

令和 5 年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 632,655,051 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	
		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 県 税			154,600,000
	1 県 民 税		44,326,000
	2 事 業 税		37,959,000
	3 地 方 消 費 税		40,357,000
	4 不 動 産 取 得 税		2,476,000
	5 県 た ば こ 税		1,143,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		279,000
	7 軽 油 引 取 税		10,714,000
	8 自 動 車 税		17,336,000
	9 鉱 区 税		1,000
	10 狩 猟 税		5,000
	11 旧 法 に よ る 税		4,000
2 地方消費税清算金			56,192,000
	1 地方消費税清算金		56,192,000
3 地 方 譲 与 税			20,124,701
	1 特別法人事業譲与税		18,072,000

	2 地方揮発油譲与税	1,745,000
	3 石油ガス譲与税	71,000
	4 自動車重量譲与税	179,000
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	38,700
	7 航空機燃料譲与税	19,000
4 地方特例交付金		624,000
	1 地方特例交付金	624,000
5 地方交付税		142,000,000
	1 地方交付税	142,000,000
6 交通安全対策金 特別交付金		238,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	238,000
7 分担金及び負担金		3,054,454
	1 分担金	521,037
	2 負担金	2,533,417
8 使用料及び手数料		9,124,612
	1 使用料	7,389,950
	2 手数料	1,734,662
9 国庫支出金		64,843,551

	1 国庫負担金	20,873,541
	2 国庫補助金	43,015,890
	3 委託金	954,120
10 財産収入		771,771
	1 財産運用収入	484,018
	2 財産売却収入	287,753
11 寄附金		220,810
	1 寄附金	220,810
12 繰入金		17,597,835
	1 特別会計繰入金	6,983,403
	2 基金繰入金	10,614,432
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		116,608,916
	1 延滞金、加算金料 及 び 過 料	140,285
	2 県預金利子	680
	3 公営企業貸付金元 元 利 収 入	36,958
	4 貸付金元利収入	106,001,628
	5 受託事業収入	257,749



	6 収 益 事 業 収 入	2,700,045
	7 雑 入	7,471,571
15 県 債		46,654,400
	1 県 債	46,654,400
歳 入 合 計		632,655,051
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,062,173
	1 議 会 費	1,062,173
2 総 務 費		28,262,936
	1 総 務 管 理 費	12,486,811
	2 企 画 費	5,603,640
	3 自 然 保 護 費	1,336,129
	4 徴 税 費	4,748,943
	5 市 町 村 振 興 費	689,962
	6 選 挙 費	431,785
	7 防 災 費	2,365,414
	8 統 計 調 査 費	335,357
	9 人 事 委 員 会 費	135,621

一般会計

	10 監 查 委 員 費	129,274
3 民 生 費		53,993,635
	1 社 会 福 祉 費	37,849,242
	2 兒 童 福 祉 費	15,758,235
	3 生 活 保 護 費	382,744
	4 災 害 救 助 費	3,414
4 衛 生 費		42,160,417
	1 公 衆 衛 生 費	30,364,334
	2 環 境 衛 生 費	1,851,095
	3 保 健 所 費	1,617,760
	4 医 務 費	4,729,498
	5 藥 務 費	1,191,896
	6 公 害 防 止 費	2,405,834
5 勞 働 費		2,578,525
	1 勞 政 費	770,618
	2 職 業 訓 練 費	1,320,072
	3 失 業 对 策 費	428,163
	4 勞 働 委 員 会 費	59,672
6 農 林 水 産 業 費		33,418,579

	1 農 業 費	7,221,847
	2 畜 産 業 費	752,807
	3 農 地 費	15,940,399
	4 林 業 費	7,563,929
	5 水 産 業 費	1,939,597
7 商 工 費		112,276,713
	1 商 業 費	104,172,221
	2 工 鉱 業 費	6,434,792
	3 観 光 費	1,669,700
8 土 木 費		60,837,797
	1 土 木 管 理 費	1,154,627
	2 道 路 橋 り ょ う 費	28,898,056
	3 河 川 海 岸 費	16,673,746
	4 港 湾 費	5,108,412
	5 都 市 計 画 費	7,720,760
	6 住 宅 費	1,282,196
9 警 察 費		25,322,998
	1 警 察 管 理 費	24,732,967
	2 警 察 活 動 費	590,031

10 教 育 費		103,516,492
	1 教 育 總 務 費	10,389,916
	2 小 学 校 費	29,294,569
	3 中 学 校 費	17,443,613
	4 高 等 学 校 費	27,036,823
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,201,171
	6 大 学 費	3,813,419
	7 社 会 教 育 費	3,334,048
	8 保 健 体 育 費	2,002,933
11 災 害 復 旧 費		5,237,827
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,781,717
12 公 債 費		90,775,867
	1 公 債 費	90,775,867
13 諸 支 出 金		73,011,092
	1 諸 支 出 金	73,011,092
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出 合 計		632,655,051

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	警察施設補修費	859,000	令和5年度	267,000
				令和6年度	592,000

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県庁情報通信網整備事業	令和6年度から 令和10年度まで	199,581
電子自治体システム整備事業	令和6年度から 令和10年度まで	84,512
富山県新川こども施設PFI事業者選定アドバイザー業務委託	令和6年度	7,000
富山県立大学新学部開設準備事業	令和6年度から 令和7年度まで	206,360
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和5年度から 令和15年度まで	共同発行団体による共同発行市場公募債（グリーンボンド）の発行総額から本県負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
税オンラインシステム整備事業	令和6年度から 令和12年度まで	1,237,749
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	令和6年度から 令和13年度まで	令和5年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

福祉情報システム管理運営事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,032
ドクターヘリ運航業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	21,204
総合リハビリテーションセンター管理運営費	令和6年度	194,900
薬局・医薬品販売業管理システム保守業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	6,864
富山県高岡地区産業展示施設工事監理業務委託	令和6年度	35,830
元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償 1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。） 2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内	投資債務保証事業については 令和5年度から 令和17年度まで 直接投資事業については 令和5年度から 令和15年度まで	42,000
中小企業制度融資損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証に	令和5年度	59,000

つき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
創業支援資金（創業者枠） 及び新事業展開支援資金 （経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠） 及び新事業展開支援資金 （経営革新枠）について、 信用保険に付した保証に つき代位弁済した額と保 険金受領額との差額	令和5年度	14,000
経営安定資金企業再生支援 枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支 援枠について、信用保険 に付した保証につき代位 弁済した額と保険金受領 額との差額	令和5年度から 令和17年度まで	6,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金につい て、信用保険に付した保 証につき代位弁済した額 と保険金受領額との差額	令和5年度から 令和17年度まで	38,000
富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補 助	令和6年度から 令和15年度まで	元金10,527千円及びその利 子の範囲内



相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター		
技術専門学院訓練環境整備事業	令和6年度	133,700
民間委託職業訓練事業	令和6年度から 令和7年度まで	81,998
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内	令和6年度から 令和25年度まで	年4.2%以内の利子補給 163,126
農業振興資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱(平成12年農経第869号)に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内 4 利子補給期間 7年以内	令和6年度から 令和12年度まで	年3.5%以内の利子補給 6,422

<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>令和6年度から 令和8年度まで</p>	<p>年2.0%以内の利子補給 660</p>
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和6年度から 令和12年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、</p>	<p>令和6年度から 令和30年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

<p>農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>家畜疾病経営維持資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 家畜伝染病等が発生した場合に、畜産経営の再開及び継続に必要な資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 455,440千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和6年度から 令和11年度まで</p>	<p>年1.0%以内の利子補給 9,590</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>令和6年度から 令和30年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 7,831</p>

<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7 年以内</p>	<p>令和 6 年度から 令和12年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>令和 6 年度から 令和20年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 21,928</p>
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会（以下「協会」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和 5 年度</p>	<p>1,500</p>

<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>令和5年度から 令和24年度まで</p>	<p>元金118,000千円及び延滞金並びに違約金相当額</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 千元池地区千元池堤体盛立 工事</p>	<p>令和6年度</p>	<p>160,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 猪谷池地区猪谷池堤体盛立 工事</p>	<p>令和6年度</p>	<p>270,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 黒河新地区がめ堤堤体改修 工事</p>	<p>令和6年度</p>	<p>240,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 射水池多地区勅使ヶ池堤体 改修工事</p>	<p>令和6年度</p>	<p>270,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 ㈱日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公社（以下「公社」という。）</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けていない元金599,300千円、その利子（遅延利息を含む。）及び損失確定日の翌日から補償</p>

に造林資金 599,300 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失		履行日まで年11%の割合による利子の範囲内
富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金 101,100 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失	令和 5 年度から 令和15年度まで	元金 101,100 千円及びその利子の範囲内
漁業近代化資金利子補給 1 相手方 東日本信用漁業協同組合連合会その他の融資機関 2 資金の種類 富山県漁業近代化資金制度実施要綱（平成17年水漁第 566 号）に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 880,000 千円以内 4 利子補給期間 20年以内	令和 6 年度から 令和26年度まで	年1.35%以内の利子補給 71,387
漁業近代化資金損失補償 1 相手方 全国漁業信用基金協会 2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第 346 号）に	令和 5 年度	1,000 千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額

基づき債務保証したものに につき代位弁済した額		
漁業経営安定等資金利子補給 1 相手方 東日本信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関 2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を 図るため、中小漁業者等 に貸し付ける資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 600,000 千円以内 4 利子補給期間 15年以内	令和6年度から 令和21年度まで	年1.35%以内の利子補給 34,890
水産情報システム機器整備 事業	令和6年度から 令和10年度まで	7,208
電子納品推進事業	令和6年度から 令和10年度まで	875
富山県道路公社事業資金債 務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が立山有 料道路事業運転資金及び 能越自動車道有料道路事 業運転資金に充てる借入 金に係る債務	令和5年度から 令和15年度まで	元金1,200,000千円及びそ の利子相当額
県単独災害防除事業	令和6年度	15,000
県単独道路維持修繕事業	令和6年度	60,000

一般国道 415 号道路橋りょう改築上庄橋（仮称）下部工（A 2）工事	令和 6 年度	251,000
主要地方道高岡環状線道路橋りょう改築上部工（1 工区）工事	令和 6 年度	90,000
主要地方道高岡小杉線道路橋りょう改築下部工（P 1 - 4）工事	令和 6 年度	80,000
主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋下部工工事	令和 6 年度	300,000
道路橋りょう改築事業	令和 6 年度	1,350,000
県単独道路改良事業	令和 6 年度	313,000
道路総合交付金事業費	令和 6 年度	265,000
県単独道路橋りょう維持修繕事業	令和 6 年度	30,000
県単独河川維持修繕事業	令和 6 年度	12,000
洪水浸水想定区域図作成業務	令和 6 年度	180,000
白岩川河川改修鉄道橋概略設計業務委託	令和 6 年度	14,000
神通川水系太田川河川総合交付金橋梁工及び護岸工工事	令和 6 年度	90,000
河川総合交付金事業費	令和 6 年度	90,000



鴨川河川改修放水路工工事	令和 6 年度	250,000
白岩川河川改修（都市計画道路駅前出町線）水橋大橋上下部工工事	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	1,300,000
室牧ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度	250,000
上市川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度	350,000
利賀川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度	370,000
白岩川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度	180,000
子撫川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	530,000
境川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 6 年度	280,000
河川改修事業	令和 6 年度	170,000
砂防総合交付金事業費	令和 6 年度	54,000
海岸総合交付金事業費	令和 6 年度	79,000
港湾海岸総合交付金事業費	令和 6 年度	75,000
県単独港湾運河維持修繕事業	令和 6 年度	30,000
港湾総合交付金事業費	令和 6 年度	16,000
空港用ロータリー除雪車整備事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	135,000

富山空港整備富山空港灯火 電力監視制御装置更新工事	令和6年度から 令和7年度まで	510,000
街路事業	令和6年度	62,000
県民公園太閤山ランドプー ル広場塗装工事	令和6年度	20,000
県単独都市公園施設整備事 業	令和6年度	30,000
都市公園総合交付金事業費	令和6年度	60,000
公営住宅ストック整備事業	令和6年度	45,000
共通事務効率化推進事業	令和6年度から 令和8年度まで	91,068
県立学校情報教育設備整備 事業	令和6年度から 令和10年度まで	190,688
県立学校教育ネットワーク 整備事業	令和6年度から 令和10年度まで	367,093
志貴野高校空調更新事業	令和6年度から 令和15年度まで	158,400
県立高校建設事業	令和6年度	392,536
県立高岡支援学校小学部棟 増築事業	令和6年度	43,258
入学者選抜手続等デジタル 化事業	令和6年度から 令和9年度まで	78,200
自動車保有関係手続管理器 材整備事業	令和6年度から 令和10年度まで	74,592
警察総合情報管理システム 整備事業	令和6年度から 令和11年度まで	70,694

刑事警察器材整備事業	令和6年度から 令和10年度まで	19,647
運転免許運営器材整備事業	令和6年度から 令和11年度まで	426,987
運転免許管理システム共通 基盤移行事業	令和6年度	70,632
安全安心見守りカメラ事業	令和6年度から 令和10年度まで	4,455
交通切符等反則通告管理シ ステム整備事業	令和6年度	142,193

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	3,512,400	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
緊急防災・減災費	792,000			
並行在来線費	160,000			
公事 等 補助費	14,358,000			
県単独農林水産業 施設整備事業費	10,000			
直轄事業費金	9,827,000			
公園整備事業費	442,000			
公営住宅建設費	69,000			
地方道整備費	3,592,000			
自然災害防止費	1,723,000			
警察施設整備費	515,000			
高等学校整備費	2,971,000			
臨時高等学校費	311,000			
特別支援学校費	316,000			
地域活性化費	947,000			
施設整備補助費	244,000			

補助直轄災害復旧事業費	1,904,000			
単独災害復旧事業費	61,000			
行政改革推進費	1,000,000			
臨時財政対策債	3,900,000			
計	46,654,400			

議案第 2 号

## 令和 5 年度富山県物品調達等管理特別会計予算

令和 5 年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 862,223 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			7,652
	1 繰 越 金		7,652
2 諸 収 入			854,571
	1 雑 入		854,571
歳 入 合 計			862,223
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			862,223
	1 総 務 管 理 費		862,223
歳 出 合 計			862,223

議案第 3 号

## 令和 5 年度富山県公債管理特別会計予算

令和 5 年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 181,460,903 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗



第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			100,577,903
	1 一般会計繰入金		90,695,203
	2 基金繰入金		9,882,700
2 県 債			80,883,000
	1 県 債		80,883,000
歳 入 合 計			181,460,903
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			181,460,903
	1 公 債 費		181,460,903
歳 出 合 計			181,460,903

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	80,883,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup>	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

## 令和 5 年度富山県収入証紙特別会計予算

令和 5 年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,734,577 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			2,734,576
	1 証 紙 収 入		2,734,576
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			2,734,577
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			2,734,577
	1 他 会 計 繰 出 金		2,734,577
歳 出 合 計			2,734,577

収入証紙特別会計

議案第 5 号

## 令和 5 年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

令和 5 年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,266 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			3,106
	1 一般会計繰入金		3,106
2 繰 越 金			45,498
	1 繰 越 金		45,498
3 諸 収 入			68,662
	1 県 預 金 利 子		5
	2 貸付金元利収入		68,237
	3 雑 入		420
4 県 債			3,000
	1 県 債		3,000
歳 入 合 計			120,266
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			120,266
	1 児 童 福 祉 費		120,266
歳 出 合 計			120,266

母子父子寡婦福祉資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金	3,000	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 6 号

## 令和 5 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

令和 5 年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 601,180 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗



第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			1,676
	1 繰越金		1,676
2 諸収入			279,504
	1 県預金利子		39
	2 貸付金元利収入		277,465
	3 雑収入		2,000
3 県債			320,000
	1 県債		320,000
歳入合計			601,180
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商工費			601,180
	1 工鉦業費		601,180
歳出合計			601,180

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup>	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

## 令和 5 年度富山県就農支援資金特別会計予算

令和 5 年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,971 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			3,063
	1 繰 越 金		3,063
2 諸 収 入			4,908
	1 貸付金元利収入		4,908
歳 入 合 計			7,971
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			7,971
	1 農 林 金 融 対 策 費		7,971
歳 出 合 計			7,971

議案第 8 号

## 令和 5 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 5 年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,919千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			919
	1 一般会計繰入金		919
2 繰 越 金			48,585
	1 繰 越 金		48,585
3 諸 収 入			21,415
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		21,413
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			70,919
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			70,919
	1 水 産 業 費		70,919
歳 出 合 計			70,919

## 令和 5 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

令和 5 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 293,613 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		36,306
	1 負 担 金	36,306
2 使用料及び手数料		86,001
	1 使 用 料	86,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		51,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	51,300
5 繰 越 金		23,598
	1 繰 越 金	23,598
6 諸 収 入		95,407
	1 県 預 金 利 子	8
	2 貸付金元利収入	33,218
	3 雑 入	62,181
7 県 債		1,000
	1 県 債	1,000



歳 入 合 計		293,613
歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		293,613
	1 林 業 費	293,613
歳 出 合 計		293,613

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
管理事務所費	1,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup>	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

## 令和 5 年度富山県奨学資金特別会計予算

令和 5 年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136,207 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,452
	1 一般会計繰入金		4,452
2 繰 越 金			19,527
	1 繰 越 金		19,527
3 諸 収 入			112,228
	1 貸付金元利収入		107,245
	2 雑 入		4,983
歳 入 合 計			136,207
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			136,207
	1 教育総務費		136,207
歳 出 合 計			136,207

議案第 11 号

## 令和 5 年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 5 年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,538,390 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,880,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
(単位 千円)		
款	項	金額
1 財 産 収 入		641,122
	1 財 産 運 用 収 入	3,575
	2 財 産 売 払 収 入	637,547
2 繰 越 金		17,268
	1 繰 越 金	17,268
3 県 債		1,880,000
	1 県 債	1,880,000
歳 入 合 計		2,538,390
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金額
1 総 務 費		3,575
	1 総 務 管 理 費	3,575
2 土 木 費		2,534,815
	1 土 木 管 理 費	427,548
	2 県単独公共用地先行取得事業費	2,102,267
	3 予 備 費	5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	2,538,390

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	令和6年度から 令和7年度まで	300,000



第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,880,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup>	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

## 令和 5 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

令和 5 年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,900,600 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			85,251
	1 財 産 運 用 収 入		85,251
2 繰 越 金			6,815,282
	1 繰 越 金		6,815,282
3 諸 収 入			67
	1 県 預 金 利 子		67
歳 入 合 計			6,900,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			6,900,600
	1 総 務 管 理 費		6,900,600
歳 出 合 計			6,900,600

議案第 13 号

## 令和 5 年度富山県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,781,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		20,938,870
	1 負 担 金	20,938,870
2 国 庫 支 出 金		19,847,501
	1 国 庫 負 担 金	13,838,385
	2 国 庫 補 助 金	6,009,116
3 前期高齢者交付金		32,229,882
	1 前期高齢者交付金	32,229,882
4 共同事業交付金		205,099
	1 共同事業交付金	205,099
5 財 産 収 入		169
	1 財 産 運 用 収 入	169
6 繰 入 金		4,485,790
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,450,361
	2 基 金 繰 入 金	35,429
7 繰 越 金		1,073,841
	1 繰 越 金	1,073,841

歳 入 合 計		78,781,152
歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		3,642
	1 総 務 管 理 費	2,908
	2 運 営 協 議 会 費	734
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		63,023,753
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	63,023,753
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		11,918,298
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	11,918,298
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		19,674
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	19,674
5 介 護 納 付 金		3,566,310
	1 介 護 納 付 金	3,566,310
6 病 床 転 換 支 援 金 等		37
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	37
7 共 同 事 業 拠 出 金		205,182
	1 共 同 事 業 拠 出 金	205,182
8 基 金 積 立 金		169

	1 基金積立金	169
9 保健事業費		36,846
	1 保健事業費	36,846
10 諸支出金		7,241
	1 償還金及算 還付金及び金	7,241
歳出合計		78,781,152

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
P F S を活用した特定健診 受診勧奨モデル事業	令和5年度から 令和8年度まで	15,000



議案第 14 号

## 令和 5 年度富山県港湾施設特別会計予算

令和 5 年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,312,108 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			306,410
	1 使 用 料		306,410
2 繰 入 金			464,056
	1 一 般 会 計 繰 入 金		464,056
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			153,641
	1 雑 入		153,641
5 県 債			1,388,000
	1 県 債		1,388,000
歳 入 合 計			2,312,108
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			2,312,108
	1 港 湾 費		2,312,108
歳 出 合 計			2,312,108

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	144,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 <sup>%</sup> (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	940,000			
借換債	304,000			
計	1,388,000			

議案第 15 号

## 令和 5 年度富山県工業用地等管理特別会計予算

令和 5 年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 647,640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			54,989
	1 使 用 料		54,989
2 財 産 収 入			27,899
	1 財 産 運 用 収 入		25,186
	2 財 産 売 払 収 入		2,713
3 繰 越 金			564,405
	1 繰 越 金		564,405
4 諸 収 入			347
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		346
歳 入 合 計			647,640
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			590,937
	1 臨海工業用地 造成事業費		590,937
2 太閤山住宅団地 造成事業費			2,712

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地造成事業費	2,712
3 ふ頭用地造成事業費		53,991
	1 ふ頭用地造成事業費	53,991
歳 出 合 計		647,640

## 令和 5 年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 富山県立中央病院

#### (1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

#### (イ) 患者数

入院患者	年間	213,000人	1日平均	584人
外来患者	年間	363,368人	1日平均	1,495人

#### (2) 主要な建設改良事業

中央病棟 A 改修事業	128,500千円
劣化改修事業	559,384千円
医療器械整備	1,169,155千円

### 2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

#### (1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

#### (イ) 患者数

入院患者	年間	75,652人	1日平均	207人
外来患者	年間	80,190人	1日平均	330人

#### (2) 主要な建設改良事業

劣化改修事業	69,000千円
病院情報システム整備	12,470千円

医療器械整備

41,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	32,761,682千円
第1項 医業収益	28,419,603千円
第2項 医業外収益	4,241,806千円
第3項 特別利益	100,273千円

支 出

第1款 病院事業費用	32,628,555千円
第1項 医業費用	32,383,568千円
第2項 医業外費用	244,486千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,926,213千円は、過年度分損益勘定留保資金1,926,213千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,453,771千円
第1項 企業債	1,861,000千円
第2項 補助金	321,232千円
第3項 出資金	270,538千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	4,379,984千円
第1項 建設改良費	2,134,459千円
第2項 企業債償還金	2,245,025千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)



第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院調理業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	787,000
富山県立中央病院心臓血管連続撮影装置保守業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	291,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院劣化改修事業費	559,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院中央病棟A改修事業費	128,000			
富山県立中央病院3D画像解析システム更新・AI対応事業費	65,000			
富山県立中央病院医療器械整備事業費	892,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター劣化改修事業費	69,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	12,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 医療器械整備事業費	41,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 借換債	95,000			
計	1,861,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,732,232千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,149,960千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,103,633千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,622,323千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	心臓血管連続撮影装置	1
	医療器械	3D画像解析システム	1

令和5年2月24日 提出

富山県知事 新田 八朗

## 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6 市
(2) 年間総処理水量	46,710,894m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均処理水量	127,975m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道事業費	1,622,724千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 事業収益	7,822,776千円
第 1 項 営業収益	3,094,584千円
第 2 項 営業外収益	4,728,172千円
第 3 項 特別利益	20千円

### 支 出

第 1 款 事業費	7,631,455千円
第 1 項 営業費用	7,399,049千円
第 2 項 営業外費用	231,886千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 244,784 千円は、過年度分損益勘定留保資金 244,784 千円で補てんするものとする。）。

### 収 入

第 1 款 資本的収入	2,432,955千円
-------------	-------------

第1項 企業債	379,200千円
第2項 補助金	1,734,455千円
第3項 建設負担金	318,688千円
第4項 受託工事収入	612千円

支 出

第1款 資本的支出	2,677,739千円
第1項 建設改良費	1,625,783千円
第2項 受託工事費	612千円
第3項 企業債償還金	1,051,344千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小矢部川流域下水道二上浄化センター水処理設備更新工事	令和6年度	630,000
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター監視制御設備更新工事	令和6年度	210,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	379,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。

		入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
--	--	---	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 74,952千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、942,690千円である。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

## 令和 5 年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |            |     |             |
|---------------|------------|-----|-------------|
| (1) 年間販売電力量   | 347,203MWh |     |             |
| (2) 主要な建設改良事業 | 固定資産改良事業   | 事業費 | 782,728千円   |
|               | 発電所老朽化対策事業 | 事業費 | 3,043,432千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	5,303,713千円
第 1 項 営業収益	5,062,075千円
第 2 項 財務収益	3,012千円
第 3 項 営業外収益	238,606千円
第 4 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	5,169,073千円
第 1 項 営業費用	4,565,235千円
第 2 項 財務費用	13,488千円
第 3 項 営業外費用	128,445千円
第 4 項 特別損失	456,905千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額983,918千円は、当年度分損益勘定留保資金983,918千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	3,116,020千円

第1項 企業債	3,026,000千円
第2項 投資及び貸付金償還金	90,000千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	4,099,938千円
第1項 建設改良費	3,826,160千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	269,768千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
共同水路遠方監視制御装置更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	207,900
監視制御システム更新工事費	令和6年度から 令和8年度まで	539,000
発電所通信環境拡充工事費	令和6年度	172,457
発電所機器更新工事費	令和6年度	39,682
主要機器等修繕工事費	令和6年度	847,000
水車発電機細密点検工事費	令和6年度	58,069
低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託費	令和6年度	13,805

太陽光発電所保守点検業務委託費	令和6年度	6,533
電気事業機器整備費	令和6年度から 令和12年度まで	4,000
電動サーボモータ等更新工事費	令和6年度から 令和7年度まで	385,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電所老朽化対策事業費	3,026,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)



第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 877,860千円 |
| (2) 交際費   | 190千円     |

令和5年2月24日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

## 令和 5 年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	37,582,344m <sup>3</sup>		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	739,527千円
	東部水道用水供給事業	事業費	44,862千円
	固定資産改良事業	事業費	236,335千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,743,546千円
第 1 項 営業収益		1,618,503千円
第 2 項 営業外収益		125,023千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,661,725千円
第 1 項 営業費用		1,590,236千円
第 2 項 営業外費用		70,969千円
第 3 項 特別損失		20千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,044,250 千円は、当年度分損益勘定留保資金 464,772千円、過年度分損益勘定留保資金579,478千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		287,318千円
第 1 項 企業債		242,000千円

第2項 長期借入金 45,308千円

第3項 雑入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 1,331,568千円

第1項 建設改良費 1,020,724千円

第2項 企業債償還金 310,844千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道事業機器整備費	令和6年度から 令和12年度まで	2,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西部水道用水費 供給事業費	191,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
東部水道用水費 供給事業費	51,000			
計	242,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 313,214千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

## 令和 5 年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	78,494,190m <sup>3</sup>		
(2) 主要な建設改良事業			
富山県西部工業用水道建設事業		事業費	1,783,081千円
富山八尾中核工業団地工業用水道建設事業		事業費	3,674千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	77,308千円
固定資産改良事業		事業費	353,155千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 事業収益		2,391,751千円
第 1 項 営業収益		2,127,368千円
第 2 項 営業外収益		264,363千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支 出	
第 1 款 事業費		2,036,026千円
第 1 項 営業費用		2,009,383千円
第 2 項 営業外費用		26,123千円
第 3 項 特別損失		20千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,447,377 千円は、当年度分損益勘定留保資金 712,171千円、過年度分損益勘定留保資金735,206千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,046,284千円
第1項 企業債	963,900千円
第2項 長期借入金	44,507千円
第3項 補助金	19,000千円
第4項 受託工事収入	17,877千円
第5項 工事負担金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,493,661千円
第1項 建設改良費	2,217,218千円
第2項 受託工事費	17,877千円
第3項 企業債償還金	168,566千円
第4項 他会計借入金償還金	90,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業機器整備費	令和6年度から 令和12年度まで	2,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県西部工業用水道建設事業費	746,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還
固定資産改良費	217,800			
計	963,900			

		利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
--	--	-----------------------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 131,122千円
- (2) 交 際 費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

## 令和 5 年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 85,045台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	65,448千円
第 1 項 営業収益	63,733千円
第 2 項 営業外収益	1,695千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出	
第 1 款 事業費	49,676千円
第 1 項 営業費用	44,058千円
第 2 項 営業外費用	5,098千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額40,848千円は、当年度分損益勘定留保資金17,934千円、過年度分損益勘定留保資金22,914千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑 入	10千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	40,858千円
第 1 項 建設改良費	3,900千円



第2項 他会計借入金償還金

36,958千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,807千円

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 22 号

富山県職員等退職手当基金条例制定の件

富山県職員等退職手当基金条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員等退職手当基金条例

(設置)

第 1 条 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第 2 号）第 3 条及び附則第 5 項から第 7 項までの規定による定年の段階的な引上げに伴い、富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）に基づく退職手当の支給に要する経費が年度間において増減することに対応し、財源の安定的な確保を図るため、富山県職員等退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

富山県栽培漁業センター条例制定の件

富山県栽培漁業センター条例を次のように定める。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県栽培漁業センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県栽培漁業センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水産動植物の種苗の生産、配付及び放流、栽培漁業に関する調査、資料の展示並びに知識の普及及び啓発その他これらに附帯する業務を行い、もって県内の栽培漁業の振興に資するため、富山県栽培漁業センター（以下「栽培漁業センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 栽培漁業センターは、氷見市に置く。

(施設)

第4条 栽培漁業センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 交流館
- (2) ふれあい館
- (3) その他栽培漁業センターの設置の目的を達成するために必要な施設

(利用の承認)

第5条 別表に掲げる施設及びその附属設備（次項及び次条において「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 栽培漁業センターの秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他栽培漁業センターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、栽培漁業センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第6条 知事は、前条第1項の規定により施設等の利用の承認を受けた者（次条において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 前条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) その他栽培漁業センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める金額の使用料を納めなければならない。

(使用料の徴収方法)

第8条 使用料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しい場合においては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

2 使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月28日から施行する。ただし、第1条から第4条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による利用の承認、第6条の規定による利用の承認の取消し等、第8条第1項の規定による使用料の徴収、第9条の規定による使用料の減免及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条第1項、第6条、第8条第1項及び第9条の規定の例により行うことができる。

別表（第5条、第7条関係）

区分	単位	金額
研修室	1時間	500円
附属設備	実費を勘案して知事が定める額	

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用時間を短縮した場合においても、使用料は、減額しない。

議案第 24 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表富山県武道館 P F I 事業者選考審査会の項中「（平成11年法律第 117 号）」を削り、同項の前に次のように加える。

富山県新川こども施設 P F I 事業者選考審査会	富山県新川文化ホールの敷地内における子ども向け施設の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定による実施方針の策定、同法第 7 条の規定による特定事業の選定及び同法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7 人以内
---------------------------	---	-------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の  
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 第29の 2 項各号列記以外の部分中「。）」の次に「及び条例の施行に関する規則」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(13) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 26 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「3,100人」を「3,161人」に、「1,068人」を「1,103人」に、  
「2,714人」を「2,696人」に、「559人」を「557人」に、「7,902人」を  
「7,978人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例一部改正の  
件

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、5分」を「任命権者が定める時間を上限とし、任命権者が定める時間」に改め、同条第2項中「前項の承認の申請の日において定められている当該職員に係る定年から5年を減じた年齢」を「55歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 28 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の(5)のアの表中「医療局長」の次に「、主任部長」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

精神保健業務手当は、厚生部健康対策室、厚生センター又は心の健康センターに勤務する職員が次の各号のいずれかに掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 精神障害者又は精神障害の疑いのある者の診察又はその立会い
- (2) 精神障害者又は精神障害の疑いのある者に接して行う相談及び指導
- (3) 精神障害者の移送

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例一部改正の件

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例の一部を改正する条例

富山県「松下電器」児童福祉事業基金条例（昭和43年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（基金の額）」に改め、同条に次の 4 項を加える。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。
- 4 知事は、前条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の処分をすることができる。
- 5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分数相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 19 の 項 中	「 2,000円 」	を	「 2,000 円（旅券法第20条 第 2 項の規定の適用を受 ける場合にあつては、 4,000 円） 」
------------------	------------------	---	--

に改め、同表の23の項を次のように改める。

23 削除		
-------	--	--

別表第 1 の 324 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

324 の 2 建築基準法第52条第 6 項 第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
---	-------------------	---------

別表第 1 の 328 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

328 の 2 建築基準法第55条第 3 項 の規定に基づく建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
--	------------------	----------

別表第 1 の 329 の 項 中 「第55条第 3 項各号」を「第55条第 4 項各号」に、「高さの許可の」を「高さに関する制限の適用除外に係る許可の」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表の 331 の 2 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

331 の 3 建築基準法第58条第2項 の規定に基づく建築物の高さの特 例の許可の申請に対する審査	高度地区における 建築物の高さの特 例許可申請手数料	160,000円
--	----------------------------------	----------

別表第1の344の項中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、「この項」の次に「及び344の3の項」を加え、同表の345の項中「建築の」を「新築又は1敷地内認定建築物の増築等の」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物であって新築するもの又は1敷地内認定建築物について増築等をするものに限る」に改め、「この項」の次に「及び次項」を加え、同表の345の2の項中「各部分の高さ又は容積率に」を「新築又は1敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料」を「1敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は1敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料」に改め、「（1敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表の345の3の項中「建築の」を「新築又は1敷地内許可建築物の増築等の」に、「1敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「1敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は1敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「を除く」を「以外の建築物であって新築するもの又は1敷地内許可建築物について増築等をするものに限る」に改め、同表の437の7の項の次に次のように加える。

437 の 8 道路交通法第75条の12第 1項の規定に基づく特定自動運行 の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可 手数料	79,200円
437 の 9 道路交通法第75条の16第 1項の規定に基づく特定自動運行 計画の変更の許可の申請に対する 審査	特定自動運行計画 変更許可手数料	78,500円

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の19の項及び23

の項の改正規定は、同年3月27日から施行する。



議案第 32 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す  
る基準等を定める条例等一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指  
定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等  
の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す  
る基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条  
例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め  
る条例（平成24年富山県条例第74号）第 2 条第 2 項第11号及び第15号、第56条  
第 2 項並びに第57条
- (2) 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平  
成24年富山県条例第75号）第 2 条第 2 項第12号

(富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部改正)

第 2 条 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山  
県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣」を「第24条の 2 第  
2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣」に、「第21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定  
する厚生労働大臣」を「第21条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣」

に、「同項の規定により厚生労働大臣」を「同項の規定により主務大臣」に、「第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に改める。

(富山県福祉型障害児入所施設条例の一部改正)

第3条 富山県福祉型障害児入所施設条例(昭和39年富山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 33 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第 2 条 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「同条第 2 項」を「第13条及び第14条第 2 項」に改める。

第 7 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について

周知しなければならない。

- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条を次のように改める。

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2の見出しを削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第82条に次の1項を加える。

10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第88条に次の1項を加える。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第6条中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定（保育所に係るものを除く。）

の適用については、新条例第7条の3第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

議案第 34 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業



者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従



事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条及び第59条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の3第2項（新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指

定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 35 号

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

## 第44条 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第38条の2（新条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

議案第 36 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例一部改正の件

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア中「第25条」を「第25条第 1 項」に改める。

第 7 条中第10号を第12号とし、第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(9) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則第 3 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改める。

附則第 6 項の表に次のように加え、同項を附則第 7 項とする。

附則第 6 項	第 5 条第 1 号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等
---------	--	------

附則第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第5条第1号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、認定こども園においては、この条例による改正後の富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例第7条第9号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第8号の規定による子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

議案第 37 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項の表第 13 条の項を次のように改める。

第 13 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 14 条第 1 項の表第 21 条第 1 項の項の右欄中「（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「同条中」を「同条第 1 項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第 2 項中」を、「便所」の次に「と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」」を加える。

附則第 8 条中「前 2 条」を「前 3 条」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認

める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第6条第3項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項の表備考1に規定する園児の教育及び保育に直接従事する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第 38 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「 外科」を「 外科 乳腺外科」に改める。

別表第 1 非紹介患者加算料の項中	7,700円	を	7,700円 (助産に係る場合にあつては、 7,000円)	に改め、同表
	5,500円		5,500円 (助産に係る場合にあつては、 5,000円)	
	3,300円		3,300円 (助産に係る場合にあつては、 3,000円)	
	2,090円		2,090円 (助産に係る場合にあつては、 1,900円)	

特別病室利用料の項を次のように改める。

特別病室利 用料	助産に係る場 合	1人 1日	1,000円以 上20,000円 以下の範囲 内において 知事が定め る額	1 特別病室の区分は、面積、設備等 を考慮して知事が定める。 2 知事は、特別の事情により左欄の 規定による額により難いと認めると きは、その額を減額することができる。
	その他の場合		1,400円以 上21,600円 以下の範囲 内において 知事が定め る額	

別表第1に備考として次のように加える。

備考 「助産に係る場合」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1  
第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 39 号

富山県民生涯学習カレッジ条例一部改正の件

富山県民生涯学習カレッジ条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県民生涯学習カレッジ条例の一部を改正する条例

富山県民生涯学習カレッジ条例（昭和63年富山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（富山県民生涯学習カレッジ運営会議）」を付し、同条第 2 項中「15人」を「17人」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,577 人」を「5,569 人」に、「266 人」を「267 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 41 号

富山県美術館条例等一部改正の件

富山県美術館条例等の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県美術館条例等の一部を改正する条例

(富山県美術館条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

- (1) 富山県美術館条例（昭和 55 年富山県条例第 41 号）第 16 条
- (2) 富山県水墨美術館条例（平成 10 年富山県条例第 39 号）第 16 条
- (3) 富山県立山博物館条例（平成 3 年富山県条例第 32 号）第 17 条

(富山県暴力団排除条例の一部改正)

第 2 条 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 6 号中「第 29 条」を「第 31 条第 2 項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

富山県文化財保護条例一部改正の件

富山県文化財保護条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県文化財保護条例の一部を改正する条例

富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 3 章の 2 県指定無形民俗文化財（第20条の 2—第20条の 6） を  
第 3 章の 3 埋蔵文化財（第20条の 7—第20条の 9）」

「第 3 章の 2 県登録無形文化財（第20条の 2—第20条の 7）」

第 3 章の 3 県指定無形民俗文化財（第20条の 8—第20条の12） に改める。

第 3 章の 4 県登録無形民俗文化財（第20条の13—第20条の17）

第 3 章の 5 埋蔵文化財（第20条の18—第20条の20）」

第15条第 4 項中「による指定」の次に「又は第 2 項の規定による認定」を加え、「認定しようとするもの」を「認定するもの」に改め、同条第 5 項中「として認定する」を「として第 2 項の規定による認定をする」に、「を保持者又は保持団体として追加認定する」を「について追加して当該認定をする」に改め、同条第 6 項を削る。

第 3 章の 3 中第20条の 9 を第20条の20とし、第20条の 8 を第20条の19とし、第20条の 7 を第20条の18とし、同章を第 3 章の 5 とする。

第 3 章の 2 中第20条の 6 を第20条の12とし、第20条の 2 から第20条の 5 までを 6 条ずつ繰り下げ、同章を第 3 章の 3 とし、同章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 4 県登録無形民俗文化財

（登録）

第20条の13 教育委員会は、県の区域内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第90条の 5 第 1 項の規定により登録されたもの及び法第 182 条第 2 項の規定に基づく市町村の条例の規定により指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされ

るものを登録簿に登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、富山県文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(抹消)

第20条の14 教育委員会は、富山県登録無形民俗文化財（前条第1項の規定により登録されたものをいう。以下「県登録無形民俗文化財」という。）についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 教育委員会は、県登録無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたとき、若しくは法第90条の5第1項の規定による登録があつたとき、若しくは法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき、又は第20条の8第1項の規定による指定をしたときは、その登録を抹消するものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保存等)

第20条の15 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 知事は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

(公開)

第20条の16 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 前項の規定による公開には、第19条第2項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第20条の17 教育委員会は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認

められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第3章の次に次の1章を加える。

### 第3章の2 県登録無形文化財

(登録)

第20条の2 教育委員会は、県の区域内に存する県指定無形文化財以外の無形文化財（法第76条の7第1項の規定により登録されたもの及び法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定により指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録簿に登録することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による登録又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、富山県文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による登録又は第2項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、富山県登録無形文化財（当該登録をされた無形文化財をいう。以下「県登録無形文化財」という。）の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として第2項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

(抹消等)

第20条の3 教育委員会は、県登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による登録の抹消又は前項の規



定による認定の解除について準用する。

- 4 教育委員会は、県登録無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、若しくは法第76条の7第1項の規定による登録があつたとき、若しくは法第182条第2項の規定に基づく市町村の条例の規定による指定があつたとき、又は第15条第1項の規定による指定をしたときは、その登録を抹消するものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第20条の4 保持者又はその相続人は、保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める理由があるときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存等）

第20条の5 教育委員会は、県登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

- 2 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他県登録無形文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 3 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合に準用する。

（公開）

第20条の6 教育委員会は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては県

登録無形文化財の公開に関して、県登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

2 前項の規定による公開には、第19条第2項の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第20条の7 教育委員会は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他県登録無形文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 43 号

工事請負契約締結に関する件

主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（2工区）工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（2工区）工事 |
| 2 | 工事の場所  | 高岡市二塚地内                    |
| 3 | 契約金額   | 536,800,000円               |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                     |
| 5 | 契約の相手方 | 南砺市苗島4760番地<br>川田工業株式会社    |
| 6 | 完成期日   | 令和6年7月31日                  |

議案第 44 号

工事請負契約締結に関する件

主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5－1）工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                             |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5－1）工事  |
| 2 | 工事の場所  | 高岡市二塚地内                     |
| 3 | 契約金額   | 478,500,000円                |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                      |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都北区滝野川六丁目3番1号<br>川田建設株式会社 |
| 6 | 完成期日   | 令和6年3月15日                   |

議案第 45 号

県道路線の変更の件

道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 2 項の規定により、県道の路線を次のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

変更する路線

区分	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘 要
旧	北高木新富町線	砺波市北高木	砺波市新富町		
新	北高木出町線	砺波市北高木	砺波市出町		

議案第 46 号

不動産処分に関する件

富山新港臨海工業用地を次のとおり処分するものとする。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 射水市有磯一丁目10番2及び同10番6  
宅地 45,534.59平方メートル
- 2 相手方 富山市木場町1番10号  
十全化学株式会社
- 3 物件の用途 医薬品原薬の製造拠点用地
- 4 売却金額 564,401,243円

議案第 47 号

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標の一部変更の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第25条第 1 項の規定により、公立大学法人富山県立大学中期目標の一部を次のように変更する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

前文の中期目標の期間及び教育研究上の基本組織中

研究科	専 攻	課 程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）

を

研究科	専 攻	課 程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	修士課程

に改め、

その次に、

「(3) 専攻科

研究科	専 攻
-----	-----

看護学研究科	公衆衛生看護学専攻	を加える。
	助産学専攻	

「(3) 附属施設」を「(4) 附属施設」に改め、

附属図書館	を
地域連携センター	
キャリアセンター	
計算機センター	
生物・医薬品工学研究センター	

附属図書館	に改める。
地域連携センター	
キャリアセンター	
計算機センター	
生物・医薬品工学研究センター	
D X 教育研究センター	

第1の1から4まで以外の部分中「総合的な研究を推進し、」を「総合的な研究を推進する。工学研究科では、」に、「を持った人材を育成する。」を「を持った人材を育成し、看護学研究科では、高度な看護実践力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる人材を育成する。」に改め、「なお、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大状況なども踏まえた研究、質の高い看護人材の確保・育成に取り組む。」を削除する。

第1の3の(4)中「看護系大学院の設置について準備を進める。」を「大学院看護学研究科を設置し、高度な看護実践能力を備え、地域や社会の発展に寄与できる人材の育成に取り組む。」に、「閉院となること、」を「閉院したこと、」に、「保健師及び助産師を育成する専攻科の設置について準備を進める。」を「看護学専攻科を設置し、地域の保健・医療・福祉に貢献できる保健師及び助産師の育成に取り組む。」に改める。



第1の3の(5)を、次のとおり改める。

(5) デジタル化の進展に対応した専門人材の育成

デジタル化の進展に対応する産学官の人材育成拠点として、DX教育研究センターを設置し、学生のみならず多様な人材育成に取り組む。

数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に付けるとともに、数理・データサイエンス・AIを各専門分野で応用できる人材の育成体制を強化することとし、「情報」を軸とする新たな学部の設置準備を進める。

第1の4の(3)中「看護学部においては、」を「看護学部・看護学研究科、看護学専攻科においては、」に改める。

第2の1の(1)中「看護学部においては、」を「看護学部・看護学研究科、看護学専攻科においては、」に改める。

第4の4の(1)中「効率的かつ」を「学科拡充等により増加している学生や教員の多様なニーズに的確に対応し、効率的かつ」に改める。

附 則

この中期目標の変更期日は、令和5年4月1日とする。

議案第 48 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成 6 年 6 月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の 1 対象事業及び負担率 (2) 県営土地改良事業の表に次のように追加し、令和 5 年度以降の事業に係る負担金から適用する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県営中山間地域農業農村総合整備事業	事業費（事務費を除く。） の 100 分の 11
-------------------	-----------------------------

議案第 49 号

小矢部川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額の変更に  
関する件

昭和62年12月定例県議会で議決を経た小矢部川流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額に関する件の一部を次のように変更し、変更後の市町村負担額は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第2項中「55円」を「57円」に改める。

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

動産取得に関する件

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 65 号

動産取得に関する件

新型コロナウイルス感染拡大防止の用に供するため、抗原検査キットを次のとおり取得するものとする。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 4 年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

- |   |        |                                 |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 物件の表示  | 抗原検査キット（簡易キット）                  |
| 2 | 数 量    | 40万回分                           |
| 3 | 相手方    | 富山市黒崎 451 番地の 1<br>株式会社スズケン富山支店 |
| 4 | 取得予定価格 | 173,800,000円                    |

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
1	令和 4 年 9 月 28 日に県道富山大沢野線富山市石金地内で発生した歩道縁石の接触による車両の損傷	滑川市在住 1 名	県が支払う額 9,048円	令和 5 年 1 月 5 日
5	令和 4 年 10 月 11 日に射水市橋下条地内で発生した警察車両の損傷	氷見市在住 1 名	県が受け取る額 78,672円	令和 5 年 1 月 16 日
7	令和 4 年 7 月 1 日に発生した運転免許の更新に伴う高齢者講習等の指示誤りによる損害	富山市在住 1 名	県が支払う額 3,500円	令和 5 年 1 月 17 日
12	令和 4 年 10 月 25 日に砺波市大門地内で発生した県有自動車の損傷	愛知県安城市 株式会社キセキ関 西中部 南砺市在住 1 名	県が受け取る額 68,970円	令和 5 年 1 月 19 日
15	令和 3 年 10 月 5 日に県立学校で発生した職員負傷事故に係る損害	富山市在住 1 名	県が支払う額 12,090,384円	令和 5 年 2 月 9 日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
2	令和 4 年10月11日に砺波市増山地内で発生した県有自動車の交通事故	砺波市 ふるさと増山を守る会	県が支払う額 253,000円	令和 5 年 1 月 5 日
3	令和 4 年 7 月31日に富山市婦中町羽根地内で発生した借上車両の交通事故	石川県白山市在住 1 名	県が支払う額 345,060円	令和 5 年 1 月 6 日
4	令和 4 年10月10日に高岡市永楽町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	県が支払う額 55,000円	令和 5 年 1 月16日
6	令和 4 年11月30日に高岡市中川園町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が支払う額 152,350円	令和 5 年 1 月16日
8	令和 4 年 7 月 4 日に富山市茶屋町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住 1 名	県が受け取る額 328,548円	令和 5 年 1 月17日
9	令和 4 年 9 月 5 日に高岡市伏木古府地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 2 名	県が受け取る額 424,743円	令和 5 年 1 月17日
10	令和 4 年 9 月27日に高岡市野村地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 187,583円	令和 5 年 1 月17日
11	令和 4 年11月10日に高岡市あわら町地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住 1 名	県が受け取る額 96,371円	令和 5 年 1 月17日
13	令和 4 年12月15日に氷見市朝日丘地内で発生した警察車両の交通事故	氷見市在住 1 名	県が支払う額 122,606円	令和 5 年 1 月19日
14	令和 4 年10月19日に砺波市中央町地内で発生した警察車両の交通事故	砺波市在住 1 名	県が受け取る額 169,570円	令和 5 年 1 月25日